省令

○総務省令第五十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十三日

総務大臣　山本　早苗

第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第一条　第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表一の項及び二の項を次のように改める。

	一端末回線伝送機能	一般帯域透過端末回線伝送機能	特別帯域透過端末回線伝送機能	帯域分割端末回線伝送機能	光信号端末回線伝送機能
一	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。）と第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割して伝送する帯域の一部のみを利用して伝送する機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割して伝送する帯域の一部のみを利用して伝送するものに限る。）によりアナログ信号伝送用の電話回線と同等の通信を伝送する機能（分割して伝送する帯域の一部のみを利用して伝送する機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割して伝送する帯域の一部のみを利用して伝送するものに限る。）によりアナログ信号伝送用の電話回線と同等の通信を伝送する機能（分割して伝送する帯域の一部のみを利用して伝送する機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）	第一種指定端末系伝送路設備（光信号伝送用の回線（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）により通信を伝送する機能

	二端末系交換機能		
	加入者交換機能	信号制御交換機能	優先接続機能
総合デジタル通信端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（光信号伝送用の回線に限る。）により通信を伝送する機能（第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を含む。）		
その他端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のもの及び光信号伝送用の回線（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）を除く。）により通信を伝送する機能（総合デジタル通信端末回線伝送機能を除く。）	第一種指定加入者交換機により通信の交換を行う機能（この項の加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）	第一種指定加入者交換機において、特定の電気通信番号を識別して、信号用伝送路設備を介し当該第一種指定加入者交換機から送信される信号により当該第一種指定加入者交換機を制御する機能	電気通信事業者の電気通信設備を識別して、当該第一種指定加入者交換機に登録した電気通信番号を識別する機能
	第一種指定加入者交換機（第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のもの及び光信号伝送用の回線（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を含む。）を含む。）	第一種指定加入者交換機（第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものを除く。）及び第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）		